

【NEWS RELEASE】

2024年3月29日

各位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

サステナビリティへの取組強化について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（執行役社長グループ CEO：中島 達、以下、グループを総称して「SMBC グループ」）は、サステナビリティへの取組を以下の通り強化いたします。

(1)	ポートフォリオ GHG 排出量の中期削減目標設定（自動車・鉄鋼セクター）
(2)	セクター・事業に対する方針の改定（石炭火力・一般炭・バイオマス・人権）
(3)	環境社会審査の導入

(1) ポートフォリオ GHG 排出量の中期削減目標（自動車・鉄鋼セクター）

SMBC グループは、2021年10月に Net Zero Banking Alliance (NZBA) に加盟し、2050年の投融資ポートフォリオ全体での温室効果ガス排出量ネットゼロにコミットしています。今回、自動車および鉄鋼セクターにおける中期削減目標を設定しましたので公表します。なお、排出量算定の詳細については、「SMBC グループ TCFD レポート 2023」（※1）を参照ください。

（運輸・自動車セクター）算定対象・目標水準

単位：g-CO2e/vkm


目標の考え方

- 気温上昇2°C未満の抑制に向け、2°C未満シナリオと整合的な水準を達成する
- 上記に加え、1.5°Cシナリオと整合する水準を目指していく
- ただし、トランジションにはエネルギー資源を始めとした地域特性を踏まえた取組が必要
- 最新の脱炭素シナリオの研究並びにお客さまとの対話を続け、継続的に目標の考え方・水準についてアップデートを図っていく

（鉄鋼セクター）算定対象・目標水準

単位：t-CO2e/t-Steel


目標の考え方

- アジアは脱炭素化に時間を要する高炉が多く、地域特性を踏まえた目標設定が必要
⇒まずは2050年カーボンニュートラルを目指すお客さまの目標と整合的な水準を達成する
- 上記に加え、1.5°Cシナリオと整合する水準を目指していく
- 今後も地域特性を踏まえた脱炭素シナリオの研究並びにお客さまとの対話を続け、目標の考え方・水準についてアップデートを図っていく

SMBC グループは、トランジションファイナンスを通じて実体経済の脱炭素化に貢献すべく、トランジションファイナンスに関する当社の定義・判断基準等を示す「Transition Finance Playbook」(以下、「本 Playbook」 ※5) を発行しています。

現在、本 Playbook では電力・石油ガスを対象セクターとしておりますが、上記の中期削減目標を踏まえ、2024 年度中に自動車・鉄鋼セクターへの対象拡大を予定しております。SMBC グループは、本 Playbook を活用しつつ、お客さまとの対話を重ね、中期削減目標の達成および脱炭素社会の実現を目指してまいります。

<参考> ポートフォリオ GHG 排出量の中期削減目標設定状況 (NZBA 対象 9 セクター)



(※1) SMBC グループ TCFD レポート 2023

https://www.smfg.co.jp/sustainability/materiality/environment/climate/pdf/tcdf_report_j_2023.pdf

(※5) Transition Finance Playbook

https://www.smfg.co.jp/sustainability/materiality/environment/business/pdf/tfp_j.pdf

(2)セクター・事業に対する方針の改定 (石炭火力・一般炭・バイオマス・人権)

SMBC グループは、環境・社会へ大きな影響を与える可能性が高いと考えられるセクター・事業に対する方針を制定しています。

今般、人権尊重、気候変動への対応強化、自然資本の保全・回復への取組強化を目的として、以下の通り方針を新設・改定しました。改定後のセクター・事業に対する方針の詳細については、「サステナビリティポリシー」を参照ください。

https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/

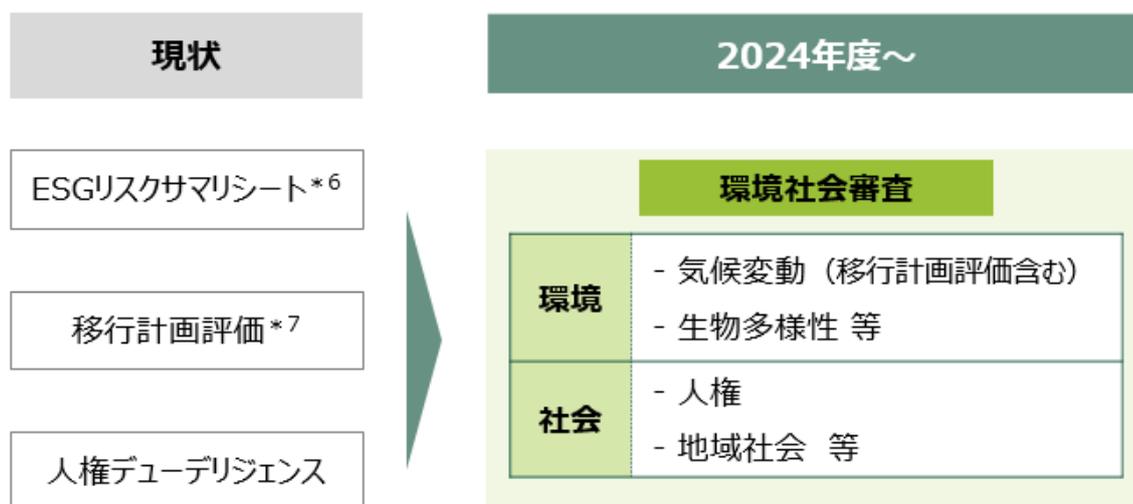
SMBCグループ セクター・事業に対する方針	新設・改定の内容										
<p>新設1</p> <p>セクター・事業横断的な支援禁止方針</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設1 人権侵害を引き起こしている事業に対する方針</td> <td>セクター・事業横断的な方針として、児童労働・強制労働・人身取引を引き起こしている事業に対する支援を禁止する方針を新設</td> </tr> <tr> <td>改定1 石炭火力発電に対する方針</td> <td>期限が2040年度を超える石炭火力発電所向け支援を禁止する旨を方針に追加</td> </tr> <tr> <td>改定2 一般炭採掘に対する方針</td> <td>期限がOECD諸国では2030年度、非OECD諸国では2040年度を超える一般炭採掘事業者に対する支援を禁止する旨を方針に追加</td> </tr> <tr> <td>新設2 バイオマス発電事業に対する方針</td> <td>木質バイオマス発電事業の新設及び拡張案件に対しては、持続可能な燃焼材が使用されることを確認する方針を新設</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な内容	新設1 人権侵害を引き起こしている事業に対する方針	セクター・事業横断的な方針として、児童労働・強制労働・人身取引を引き起こしている事業に対する支援を禁止する方針を新設	改定1 石炭火力発電に対する方針	期限が2040年度を超える石炭火力発電所向け支援を禁止する旨を方針に追加	改定2 一般炭採掘に対する方針	期限がOECD諸国では2030年度、非OECD諸国では2040年度を超える一般炭採掘事業者に対する支援を禁止する旨を方針に追加	新設2 バイオマス発電事業に対する方針	木質バイオマス発電事業の新設及び拡張案件に対しては、持続可能な燃焼材が使用されることを確認する方針を新設
項目	主な内容										
新設1 人権侵害を引き起こしている事業に対する方針	セクター・事業横断的な方針として、児童労働・強制労働・人身取引を引き起こしている事業に対する支援を禁止する方針を新設										
改定1 石炭火力発電に対する方針	期限が2040年度を超える石炭火力発電所向け支援を禁止する旨を方針に追加										
改定2 一般炭採掘に対する方針	期限がOECD諸国では2030年度、非OECD諸国では2040年度を超える一般炭採掘事業者に対する支援を禁止する旨を方針に追加										
新設2 バイオマス発電事業に対する方針	木質バイオマス発電事業の新設及び拡張案件に対しては、持続可能な燃焼材が使用されることを確認する方針を新設										
<p>改定1</p> <p>石炭火力発電</p> <p>石油・ガス</p> <p>水力発電</p>											
<p>改定2</p> <p>炭鉱採掘</p> <p>森林伐採</p> <p>自然保護地域</p>											
<p>新設2</p> <p>バイオマス発電事業</p> <p>武器製造</p>											
<p>気候変動に影響を与える可能性が高いセクター・事業</p> <p>バイオマス発電事業</p> <p>タバコ製造</p>											

(3)環境社会審査の導入

三井住友銀行では、2024年度より、「環境社会審査」を導入します。これまで、三井住友銀行はお客さまの環境社会リスクへの対応状況を把握する取組を進めてまいりましたが、今後は「環境社会審査」として、より高度なデューデリジェンスの枠組みに発展させるものです。

グローバルに統一的な目線の下、お客さまの環境・社会（気候変動、生物多様性、人権侵害等）に関する取組、およびそのリスク緩和策を把握・評価し、従来の与信判断の高度化を通じたリスク管理の強化や、社会課題の解決に向けたお客さまとのエンゲージメントに活用していきます。

<環境社会審査概要>



*6 顧客の環境社会を中心とする非財務情報の把握を目的に2020/7月導入、
人権デューデリジェンスにおいても活用

*7 2023年度に電力・石油ガス等、移行リスクの高いセクターで個社の移行計画評価を試行

<サステナビリティ関連の今後の主な開示予定（2024年5月末まで）>

- ・ 2024年5月中旬 サステナビリティへの取組に関するプログレスレポート
- ・ 2024年5月中旬 Transition Finance Playbook 2024年版

以 上